

## ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド専用の SNS 運用に関する規則

制 定 平成28年2月18日

### (目的)

第1条 SNS が持つ拡散性・即時性を活かすことで、情報の伝播効果を期待し、ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド(以下、ヨッテクという)の開催に関する情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

### (適用)

第2条 SNS とはソーシャル・ネットワーキング・サービスの頭文字であり、これはインターネット上での社会的な交流の場を提供するサービスを指す。代表的な媒体として、Facebook・Twitter・line 等が挙げられ、この規則はそれらを利用する際に適用する。

2 この規則は「社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団の保有する個人情報の保護に関する規定」に基づき、事業団職員が職務の一環として、開設した SNS ページにおいて、情報を掲載・発信する際に適用する。

### (アカウント登録)

第3条 ヨッテク総合プロデューサーが SNS の統括責任者となり、その指名を受けた職員は担当者として SNS ページの作成・更新等の総合的な事務を行う。

2 新たな SNS 媒体にアカウントを登録する場合、ヨッテクの運営事務局会議にて事前承認を得る。

3 SNS のログインパスワードは、統括責任者が別に定める。

4 登録するメールアドレスは、ヨッテクホームページのドメインを使用する。

### (意思決定)

第4条 掲載・発信する情報については、別添の様式1もしくはそれに準じた電子申請により、原則として統括責任者の事前決裁を必要とする。但し、次に掲げる場合においては、情報の即時性を発揮するため、担当者の判断により情報を掲載・発信し、事後決裁とする。

(1) ヨッテクの運営事務局会議で決定・承認を得ている場合

(2) 既に一般周知されている場合

(3) 同一情報を再度掲載する場合

(4) ヨッテクの開催概要等、変更の可能性が極端に低い情報の場合

(返信等)

第5条 ヨッテク以外のページまたはアカウントへ意見や反応等は示さないものとする。

但し、公的機関やイベント上(業務上)関係が深いと認められるページまたはアカウントに対しては、統括責任者の判断により例外として意見や反応等を示すことができる。

2 ヨッテク SNS ページに対する意見や反応等について、その返信は行わないものとする。但し、第4条を満たし、正確かつ即時に回答できるものについては、担当者の判断により直接返信するのではなく、全体に向けて情報を発信するものとする。

3 Facebook の運用については、原則としてヨッテク Facebook ページから他の利用者に対してシェア及び「いいね！」ボタンは押さないこととする。但し、公的機関やイベント上(業務上)関係が深いと認められるページに対しては、統括責任者の判断により例外としてシェア及び「いいね！」ボタンを押すことができる。

(なりすましへの対応)

第6条 担当者及びその他の職員は、なりすましの事象を発見した場合、ヨッテク専用のホームページまたは SNS ページ等で「なりすましアカウント」の存在を周知し、注意喚起を図る。

(閉鎖)

第7条 総括責任者は、SNS の運用において、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合、即時に情報掲載・発信を中止し、ページ閉鎖等の措置をとる。

(協議事項等)

第8条 この規則に定めていないものについては、統括責任者・担当者・経営部の三者で協議し、適宜解決を図る。その上で、この規則を適宜変更・追加することができる。